平成２４年（フ）第３３２号
神奈川県小田原市千代1066番地の６
債務者　水越　良隆
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３３３号
神奈川県小田原市千代1066番地の６
債務者　水越やよい
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤嶋　崇友
4　破産債権の届出期間　平成24年８月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月10日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３２０号
北九州市小倉南区沼本町１丁目２番３―303号
債務者　橋岡　雄介
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　角南　雅徳
4　破産債権の届出期間　平成24年８月13日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月12日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第５７号
青森県三沢市桜町２丁目16番27号　タウンハウスＥ85Ｃ号棟
債務者　二ツ森秀子
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　十枝内　亘
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月５日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１１７６号
名古屋市千種区鹿子町７丁目33番地
債務者　新井　英男
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岡　　嗣人
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月27日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２８２号
北九州市小倉南区北方５丁目２番２―106号
債務者　寺﨑　光浩
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　　晋
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月１日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月18日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第６６号
岐阜県中津川市太田町３丁目７番９号
債務者　京花こと　大脇　正明
1　決定年月日時　平成24年７月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　慎也
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月26日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第２７号
熊本県天草市浄南町３番42号　浄南第２福田ハイツ201号
債務者　水野　貴夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　田中　芳典
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月20日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成24年９月19日まで
熊本地方裁判所天草支部

平成２４年（フ）第１２６号
富山市上野315番地　アネスティー南405号、前住所富山市大宮町436番地
債務者　オオミヤ自動車工業こと　沖　　春夫
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　橋爪健一郎
4　破産債権の届出期間　平成24年８月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月２日午前11時
6　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第７１２号
京都市山科区北花山中道町101番地
債務者　山本幸食品こと　山本　正富
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　国松　治一
4　破産債権の届出期間　平成24年８月17日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月17日午前10時30分
6　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１１２８号
名古屋市西区秩父通２丁目40番地　ドリーム秩父402号、住民票上の住所名古屋市北区楠３丁目421番地　ネオハイツ楠Ｓ棟301号
債務者　杉江洋裁・さかえ洋裁こと　杉江　肇
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鈴木　文敏
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月18日午後１時10分
6　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２６８号
新潟市中央区鳥屋野44番地41
債務者　立川　三良
1　決定年月日時　平成24年７月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成24年８月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月14日午前11時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年８月28日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１７９号
兵庫県伊丹市森本１丁目８番地の20リッツ伊丹801号
債務者　下坊　秀夫
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　明子
4　破産債権の届出期間　平成24年８月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年10月25日午前10時15分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成24年９月３日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２４年（フ）第２５号
兵庫県南あわじ市阿万塩屋町703番地
債務者　松本　　司
1　決定年月日時　平成24年７月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　真
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年９月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年８月20日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係